

令和6年度美波町グローバル人材育成業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

町内中学生を対象に、姉妹都市であるオーストラリアケアンズ市との交流プログラムを実施することにより、国際理解や友好交流を深め国際感覚を醸成するとともに国際的な視野を持って活躍できるグローバルな人材を育成するため、美波町グローバル人材育成業務（以下「業務」という。）を行う。

この実施要領では、趣旨に基づき本業務を遂行するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を特定するため必要な事項を定めるものとする。

2. 業務内容

(1) 業務名

令和6年度美波町グローバル人材育成業務

(2) 対象地

オーストラリア ケアンズ市

(3) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年9月20日まで

3. 参加資格

当該プロポーザルに参加するものは、参加表明書提出期限（令和6年3月11日）現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

(1) 次の要件を備えた者であること。

- ① 法人等を設立して10年以上経過していること。
- ② 過去10年以内に、自治体や教育機関等で本業務と同種・類似の海外との交流業務の受注実績を有する者であること。
- ③ 対象地に現地での対応可能な提携先等があること。
- ④ 現地教育省との調整等に必要なライセンス等を保持していること又は保持している提携先等が現地にあること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。
- (7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 3 月 25 日付け美波町告示第 6 号）の入札参加排除措置を受けていないこと。

4. プロポーザルの方法

(1) 選定方法

本プロポーザルは、参加証明書及び企画提案書の添付資料をもとにヒアリングを実施した上で、本プロポーザル審査委員会が審査を行い、優先交渉権者を 1 者、次点者を 1 者選定する。

(2) スケジュール

日 程	項 目
令和 6 年 2 月 1 9 日（月）	実施要領等の公表、配布
令和 6 年 2 月 2 6 日（月）	参加表明書及び企画提案書に対する質問提出期限
令和 6 年 3 月 4 日（月）	参加表明書及び企画提案書に対する質問書の回答
令和 6 年 3 月 1 1 日（月）	参加表明書及び企画提案書の提出期限
令和 6 年 3 月 2 1 日（木） 予定	プレゼンテーション
令和 6 年 3 月 2 6 日（火） 予定	優先交渉権者、次点者の特定及び審査結果の公表
令和 6 年 3 月 2 7 日（水） 予定	優先交渉権者から見積聴取
令和 6 年 3 月下旬（予定）	契約の締結

5. 事務局

〒 7 7 9 - 2 3 9 5 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 1 8 番地 1
 美波町役場政策推進課 姉妹都市・友好都市及び国際交流担当
 担当者 書記 澤野 朋佳
 電 話 (0884) 77-3616
 F A X (0884) 77-1666
 美波町ホームページ <http://www.town.minami.tokushima.jp/>
 電子メール sawano.tomoka@minami.i-tokushima.jp

6. 実施要領等の公表・配布

(1) 配布期間

令和 6 年 2 月 1 9 日（月）から令和 6 年 3 月 1 1 日（月）

(2) 交付方法

美波町ホームページからダウンロードすること。

7. 参加表明書及び企画提案書の作成

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成すること。

(1) 参加表明書

- ① (様式1) 参加表明書
- ② (様式2) 会社概要書
- ③ (様式3) 業務実績書

(2) 参加表明書の作成要領

参加表明書の提出者は、3. 参加資格を満たす者であること。

参加表明書の様式は、様式1 (A4判) に示すとおりとすること。

(3) 企画提案書

- ① (様式4) 企画提案書
- ② (任意様式) 本業務の執行体制
- ③ (任意様式) 対象地とのプログラム及び日程
- ④ (任意様式) 安全管理体制 (緊急時対応・危機管理体制等)
- ⑤ (任意様式) 見積書

(4) 企画提案書の作成要領

企画提案書の様式は、様式4 (A4判) に示すとおりとする。

執行体制、プログラム及び日程、安全管理体制の様式については任意とするが、「A4判用紙」を使用すること。

8. 参加表明書及び技術提案書に対する質問ならびに回答

(1) 質問は(様式5)を使用し、FAXまたは電子メールで行い、送信後確認の電話を入れること。電話及び口頭によるものは受け付けない。

- ① 受付期間：令和6年2月19日(月)から令和6年2月26日(月) 執務時間中
- ② 受付場所：5. 事務局に同じ

(2) 回答は、令和6年3月4日(月)に、質問のあったすべての者に対して電子メールで回答するほか、町ホームページに掲載するものとする。

9. 参加表明書及び企画提案書の提出期間並びに提出場所

- (1) 提出期間：令和6年2月19日(月)から令和6年3月11日(月) 執務時間中
- (2) 提出場所：5. 事務局に同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送(書留または簡易書留に限り提出期限までに必着のこと。)
- (4) 作成方法及び提出部数：参加表明書及び企画提案書作成要領による。

10. プレゼンテーション及び審査

(1) プレゼンテーション及び審査要領

プロポーザル参加者より提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーションを実施し、(2) 評価の方法により審査する。

プレゼンテーションに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨及びその理由を書面での提出を認めることとし、その理由が妥当であ

ると判断される場合は欠格としない。ただし、この場合の評価は委員会にて協議の上決定する。

- ① 予 定 日：令和6年3月21日（木）（予定） ※詳細な時間は別途連絡する。
- ② 実施場所：美波町役場コミュニティホール（予定）
- ③ 実施方法：対面でのプレゼンテーションを予定。
※オンラインでの実施となった場合は、令和6年3月11日（月）の参加表明書及び企画提案書の提出後、参加表明書に記載された担当者の電子メールに、事務局よりWEB会議システムの招待メールを送信する。
- ④ 出席者：本業務を受託した場合に担当する主任担当者を含む2名以内とする。
- ⑤ 時 間：提案内容のプレゼンテーション（10分以内）、質疑応答（10分程度）の合計20分程度を予定。
※プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
※プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ⑥ 審査会：非公開とする。
- ⑦ 注意事項：プレゼンテーション用のデータが入ったパソコンを使用する場合は持参すること。プロジェクター、スクリーンは事務局が用意する。

（2）評価の方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容に応じ、下記①、②の評価項目毎に評価を行い、企画評価点を与える。なお、企画評価点の最高点数は100点とし、小数点第3位以下切捨とする。

- ①会社概要及び業務実績
- ②実施方法など

企画評価の得点合計＝①の評価点＋②の評価点

なお、本業務における企画評価の配点合計は100点とする。

（3）企画評価点を算出するための基準

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について評価項目、判断基準並びに評価のウエイトは以下のとおりとする。

① 会社概要及び業務実績

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準		
業務実績	過去5年以内に完了した同種・類似業務の実績	<実績値> 業務実績1件につき、下記の点数を加算する。 ○オーストラリア/20点 ○英語を公用語・準公用語とする国/5点 ○その他の国/1点	実績値10点未満	0
		実績値10点以上 ～20点未満	3	
		実績値20点以上 ～30点未満	6	
		実績値30点以上 ～40点未満	9	
		実績値40点以上 ～50点未満	12	
		実績値50点以上	15	
その他	本社または事業所の所在地	徳島県外	0	
		徳島県内	5	
合計			20	

② 実施方針など

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト
		判断基準	
事業の企画・実施	実施の目的・狙いに沿った提案であり、高い効果が期待できる企画内容であるか。		15
	十分な交流事業が図れるよう技術的なアドバイスやフォローが期待できるか。		15
実施行程	事業目標を達成するため、妥当なスケジュールが設定されているか。		10
実施体制	実施が的確に遂行できる体制を構築しているか。		10
価格評価	見積価格が最も安価だった事業者に10点 (以降安価順に8点、6点、4点、2点)		10
緊急時対応・危機管理	天候不良等による欠航時の対応や、現地で想定される傷病対応等の緊急時の体制について明確に記載されているか。		10
特記事項	美波町が提示した要件以外で、提案者が有用であるとする提案内容が明確に記載されているか。		10
合計			80

(1) 評価内容の担保

特定者は、企画提案書のうち「執行体制、プログラム及び日程、安全管理体制」の内容を企画提案書に明記し、その内容を適切に遂行すること。

(2) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合においても、審査会における評価の結果、評価点が満点の6割以上に達している場合は、当該提案者を優先交渉権者に特定する。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、令和6年3月26日（火）、次の要領により書面で通知する。
- ② 審査の結果、優先交渉権者及び次点者となった企画提案者には、その旨を特定通知書により通知し、それ以外の提案者に対しては、特定しなかった旨を非特定通知書により通知する。

(4) 審査結果の公表

審査終了後、美波町ホームページに優先交渉権者及び次点者のみ名称を公表する。

11. 契約の締結等

(1) 随意契約にかかる見積聴取

- ① 美波町は優先交渉権者となった者を令和6年度美波町グローバル人材育成業務にかかる随意契約の見積聴取の相手方とするものとする。ただし、優先交渉権者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当することとなった場合、又は美波町長から指名停止を受けた場合、事故等により契約が不能となった場合には、次点者を見積聴取相手方とする。
- ② 審査委員会で特定された優先交渉権者に当該業務にかかるグローバル人材育成業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。なお、契約の交渉が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 提案限度額

9,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内

(3) 契約保証金及び前払金

令和6年度美波町グローバル人材育成業務委託契約書（案）及び美波町建設工事標準請負契款によるものとする。

(4) その他

具体的な業務の遂行にあたっては、企画提案書に記載された内容を尊重し、美波町との協議に基づいて令和6年度美波町グローバル人材育成業務委託契約書（案）を修正し遂行する。

12. その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類はいかなる理由があろうと返却しない。
- (3) その他契約に関する事項については美波町財務規則を準用する。